



労働時間の記録ができていない

従業員から残業が多いとの声が出ているので、働かせ過ぎかも。けどそもそも社員が何時から何時まで働いているのかわからない。記録もないし、労使ともに把握する意識がなかった…



原因

1 労働時間の記録が大変

2 労働時間削減の意識面も低い

3 社内の意識統一がされていない

4 業務量に見合う労働時間が不明

など…

解決策

働き方改革推進支援助成金で労務管理用機器の導入、労働時間の意識向上を！

「**新はつらつ職場づくり宣言**」をして、働き方改革に向けた意識統一を！

働き方・休み方改善コンサルタントの活用で、労働時間管理の見直しを！

中小企業の“魅力アップ”や“課題解決”を無料で支援しています。
支援メニューは幅広です！ **お気軽にご連絡ください！**

STEP 1 電話・メール・ご来所にて相談

STEP 2 専門家を派遣し、お手伝い

ぎふ働き方改革推進支援センター

TEL 0120-226-311（フリーダイヤル）

FAX 058-201-2471

E-mail gifu@workstylereform.net



専門家による無料出張相談申込票

ぎふ働き方改革推進支援センター 宛

E-mailの方は、gifu@workstylereform.netへ下記内容をお送りください。



FAX

058-201-2471

申込日： 年 月 日

会社名 事業所名			
業 種		従業員数 (正社員)	
住 所	〒 -		
氏 名		担当部署 ・ 役職	/
電 話	() -	() -	
メールアドレス	@		
相談希望日時 [専門家を選定しますので、1～2週間後で日程設定ください。]	(○月○日 午前、午後、一日中 等の記載も可です。専門家と後日調整 ☒ でも結構です) 第 1 希望 月 日 / 時 から 第 2 希望 月 日 / 時 から ☐ 専門家と後日調整		
相談内容 (最大2つまで ☒ チェックしてください)	☐ 生産性向上・業務の効率化 ☐ 給与体系・就業規則の見直し ☐ 時間外労働、36協定 ☐ 是正勧告 ☐ 外国人、高齢者の雇用 ☐ 女性の活躍推進 ☐ ハラスメント対策 ☐ 補助金、助成金 ☐ 「新はつらつ宣言」への取り組み方 ☐ 有給休暇 ☐ パート、アルバイト、派遣社員の「同一労働同一賃金」 ☐ その他()		
	特に相談したい内容をご記入ください。(専門家も準備ができます。)		

ご記入いただいた個人情報は当センターが厳重に管理し、この目的以外では使用しません。

お問い合わせ先

〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町2丁目5番地 國井ビルディング5階

☎ 0120-226-311 ☎ 058-201-2471 ✉ gifu@workstylereform.net

ぎふ働き方改革推進支援センター